

## チャイルドハウスひなたぼっこ 行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月8日～令和9年6月7日までの3年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」、介護休業取得可能性のある者に「介護支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・介護・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

- 令和6年6月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」や両立支援制度、育児・介護休業法、雇用保険法に基づく諸制度を周知し、問題点等があれば改善に努める
- 令和7年1月～ 制度に関する研修等を実施し、全職員への普及啓発に努める

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業後における原職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しに取り組む。

＜対策＞

- 令和6年6月～ 育児休業等を取得しやすい環境づくりに必要な業務体制の見直しについて、専門家のアドバイスを得る。
- 令和6年9月～ 専門家のアドバイスを踏まえ、業務体制の見直しについて職場内ミーティングの中で検討を進めていく。

目標3：年次有給休暇の取得率向上に向けた取り組みを実施する。

＜対策＞

- 令和6年6月～ 現在の年次有給休暇の取得状況等を把握する。
- 令和6年12月～ 年間の業務スケジュールを踏まえ、年次有給休暇の積極的な取得を推進する期間を設ける等、取得率の向上を図る。

目標4：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

＜対策＞

- 令和6年6月～
  - 育児休業に関する研修を実施する。
  - 育児休業に関する相談体制を整備する。
  - 育児休業取得促進に関する方針を定め、全職員に周知する。
  - 「やまぐち“とも×いく”応援企業」に登録する。